

新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金に係る対象月の延長について

令和3年9月30日に緊急事態宣言が解除され、京都府を含む19の都道府県におきましては、政府の基本的対処方針に基づき、1ヶ月までを目途として、飲食店に対する時短営業等の要請が行われました。

これに伴い、9月分までとされていた国の月次支援金の申請につきまして、これまでと同様、業種・地域を問わず、支給対象月が延長され、10月分まで支給されることとなりました。

つきましては、「舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金」におきましても、国の取り扱いに準じ、10月分まで支給対象月を延長いたしますのでお知らせします。

なお、4月～9月分の申請につきましては、従来通り11月30日（火）までとし、10月分の申請につきましては、国と同様に、令和4年1月7日（金）といたします。

記

1. 支給対象月・申請期間の変更

	変更前	変更後
支給対象月	4月～9月	4月～ <u>10月</u>
申請期間	令和3年7月1日（木）～11月30日（火）	令和3年7月1日（木）～11月30日（火）。 <u>但し、10月分については、国と同じ令和4年1月7日（金）</u>

2. 制度概要

月次支援金		
	国	舞鶴市
対象者	緊急事態宣言等の影響を受けた中小企業者	
要件	前年、前々年同月比で売上が <u>50%以上減少</u>	前年、前々年同月比で売上が <u>30%以上50%未満減少</u>
給付額	法人：上限20万円／月 個人：上限10万円／月	法人：上限10万円／月（酒類販売は20万円） 個人：上限5万円／月（酒類販売は10万円）